

(事業者の方へ)



高年齢者を積極的に活用する 事業者の皆さまへ

高年齢者雇用安定助成金のご案内

誰でも意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を目指して、厚生労働省と関係機関では、さまざまな取り組みを行っています。

高年齢者を継続雇用する企業への支援も行っていますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や労働移動の受入を行う事業者への助成金があります。

① 高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

支給金額： 上限500万円。

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置に要した費用の2分の1(中小企業事業主は3分の2)に相当する額
(1年以上継続して雇用する60歳以上の雇用保険被保険者数に応じた上限あり)

② 高年齢者雇用安定助成金 高年齢者労働移動支援コース

支給金額： 対象者1人につき70万円

(短時間労働者の場合は1人につき40万円)

※詳しくは最終ページの相談・申請窓口にお尋ねください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク



(独) 高年齢・障害・求職者雇用支援機構

高年齢者活用促進コース

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（以下「活用促進措置」といいます。）を実施した事業主に対し、助成金を支給します。

<支給金額>

上限500万円

「活用促進措置」に要した費用の2分の1

中小企業は3分の2

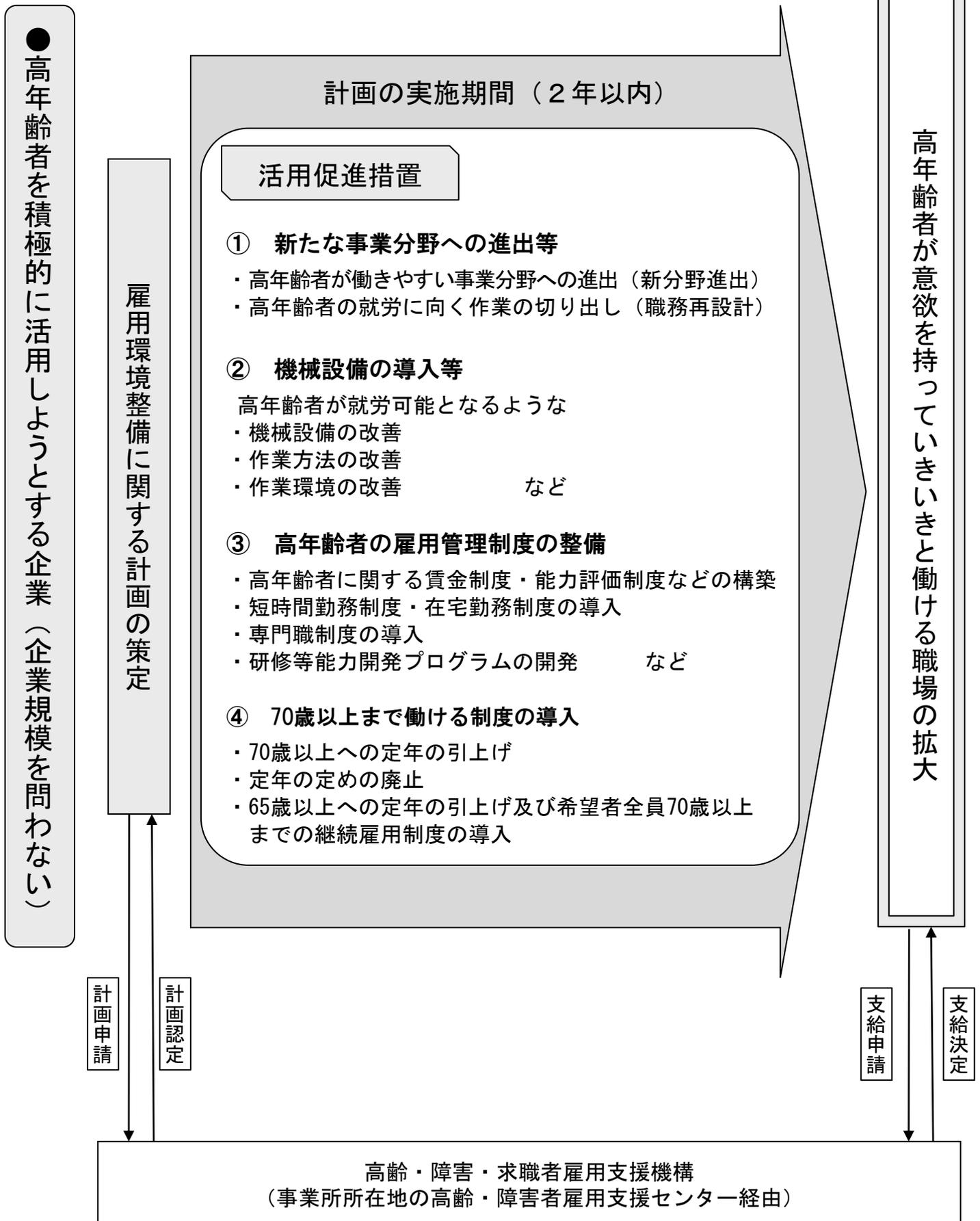
ただし、当該活用促進措置の対象となる、1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします。

※活用促進措置の具体的な例は、4、5ページをご覧ください

<支給要件>

この助成金を受給するには、次ページの措置を実施していることのほか、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に違反していないことなどの要件があります。

< 手続の流れ >



高齢者活用促進コースの活用例

モデルケース①

高齢者を活用した異業種への新規参入

旅館・ホテル業

【現状・問題点】

・ホテル内で使用するリネン類のクリーニングは、外部業者に発注している。

【取組内容】

・自社倉庫の空きスペースを利用して、レイアウト・機器配置により、自社でクリーニング事業を新たに開始する。

【取組の効果】

・ホテル内の高齢従業員その他、グループ企業の定年退職者も受け入れ、高齢従業員向けの職場を創出した。

【助成金の対象となる経費】
倉庫改修費、クリーニング業の手続き費、
クリーニング機器購入費など

モデルケース②

高齢者の負担軽減のための機械設備に関する改善

道路貨物運送業

【現状・問題点】

・トラックへの積載作業において、クレーンが届かない場所での荷物の積み下ろしは、手作業により行っているため、高齢従業員の身体的負担が大きく、腰痛を患う危険性があった。

【取組内容】

・作業負担を軽減するため、高齢従業員の使用する荷物運搬用のフォークリフトを導入する。

【取組の効果】

・重量物運搬作業にかかる高齢従業員の身体的負担を軽減し、作業における安全を確保した。

【助成金の対象となる経費】
フォークリフト購入費

モデルケース③

高齢者にやさしい作業環境の整備に関する改善

自動車整備業

【現状・問題点】

- ・塗装ラインの色見検査において、高齢従業員の視力の低下を補うため、更なる照度が必要である。
- ・高温が発生する機器周辺は40度を超える作業環境となっており、高齢従業員の負担となっている。

【取組内容】

- ・塗装ラインの蛍光灯をLEDに変更し、移動式照明器具も併せて使用する。
- ・高温が発生する機器の周辺にスポットクーラーを設置する。

【取組の効果】

- ・高齢従業員が働きやすい作業環境を整備し、十分な照度と快適な温度を確保することにより、高齢従業員の作業効率の向上を図った。

【助成金の対象となる経費】

LED購入費、移動式照明器具購入費、
スポットクーラー購入費

モデルケース④

短時間勤務制度の導入による高齢者の職場環境の整備

金属製品製造業

【現状・問題点】

- ・定年後はフルタイム勤務を希望しない高齢従業員が多い。
- ・意欲と技能のある経験豊かな高齢従業員は定年後も働き続けて欲しい。

【取組内容】

- ・専門家と相談して定年後の再雇用制度を見直すとともに、新たに短時間勤務制度を導入する。
- ・新たな短時間制度の運用に伴う管理システムを構築する。

【取組の効果】

- ・高齢従業員にとって体力や生活ニーズに合わせた勤務が可能となる短時間勤務制度を導入し、高齢従業員がいきいきと働ける職場環境を整備した。

【助成金の対象となる経費】

コンサルタント経費、管理システム開発費

高年齢者労働移動支援コース

高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者（※）の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対し、助成金を支給します。

（※）雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者

＜支給対象事業主＞

- (1) 定年の1年前から定年までの間に定年予定者との労働契約を締結する事業主
- (2) 職業紹介事業者の紹介により、当該対象者（※）を雇い入れる事業主
- (3) 当該対象者（※）を65歳以上まで雇用することが見込まれる事業主
- (4) 移籍元事業主と密接な関係にない事業主

（※）他の企業への再就職を希望する定年予定者

この他、当該対象者が移籍元事業主との間で移籍することについて同意していること、当該対象者の雇い入れの前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に雇用保険被保険者を事業主都合により解雇していないことなどの要件があります。

＜支給金額＞

雇入れ1人につき70万円

（短時間労働者（※）を雇い入れる場合は1人につき40万円）

（※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

高齢・障害者雇用支援センターに ご相談下さい！

—「高年齢者雇用アドバイザー」を派遣します—

高年齢者雇用アドバイザーが企業における
高年齢者の活用をお手伝いします

■相談・助言サービス■

例えば、こんな時にはご相談下さい

- ・ 高年齢者が働きやすい職場環境に改善したい
- ・ 継続雇用後の人事管理について検討したい
- ・ 賃金・退職金制度の改善事例を知りたい
- ・ 定年延長に向けて能力開発を充実したい
- ・ 職場管理者や中高年従業員に研修を実施したい
- ・ 高齢従業員の職業生活設計の相談会を開催したい

お問合せ先は裏面をご覧ください

相談・申請窓口一覧（各都道府県の高齢・障害者雇用支援センター）

	所在地	電話番号
北海道	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-200-6685
青森	〒030-0822 青森市中央1-25-9 あおばビル中央6階	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081
宮城	〒980-0021 仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121
秋田	〒010-0951 秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-883-3610
山形	〒990-0039 山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業訓練支援センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215
栃木	〒320-0811 宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	027-287-1511
埼玉	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901
東京	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866号 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山	〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770
石川	〒920-0856 金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001
福井	〒910-0005 福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560
山梨	〒400-0031 甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163
長野	〒380-0836 長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366
岐阜	〒500-8856 岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723
静岡	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307
愛知	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1	059-213-9255
滋賀	〒520-0056 大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-8841
京都	〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166
大阪	〒541-0056 大阪府中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927
兵庫	〒650-0023 神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792
奈良	〒630-8122 奈良市三条本町9番地21号 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245
和歌山	〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175
鳥取	〒680-0835 鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545
島根	〒690-0887 松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677
岡山	〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150
広島	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631
山口	〒753-0074 山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業訓練支援センター内	087-814-3791
愛媛	〒790-0006 松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-986-3201
高知	〒780-0053 高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-861-2212
福岡	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310
佐賀	〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117
長崎	〒850-0862 長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500
熊本	〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660
大分	〒870-0026 大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-548-6691
宮崎	〒880-0805 宮崎市橋通東5丁目4番8号 岩切第2ビル3階	0985-77-5177
鹿児島	〒892-0844 鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

※高齢・障害者雇用支援センターとは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置する地域障害者職業センター雇用支援課等の通称です。

※助成金の詳細は厚生労働省および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにも掲載しています。

厚生労働省：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構：<http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy.html>